

三重県公報

第9979号
昭和46年10月1日
金 曜 日

目 次

告 示

- 昭和46年第3回三重県議会招集 (財 政 課) 1
- 公有水面埋立しゅん工認可 (漁 港 課) 1
- 基本測量終了 (用地対策課) 2
- 計量器定期検査実施 (計量検定所) 2

選 管 告 示

- 裁決の要旨公表 (選挙管理委員会) 3

公 告

- 狂犬病予防注射実施 (食品衛生課) 18
- 土地改良区解散認可 (耕 地 課) 19
- 土地改良事業の換地計画書等の縦覧 (同) 19
- 都市計画法による開発行為の工事完了 (久居土木事務所) 20

告 示

●三重県告示第652号

昭和46年10月8日昭和46年第3回三重県議会定例会を三重県議会議事堂に招集する。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 覚

●三重県告示第653号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 覚

- 1 願人の住所氏名 烏 羽 市
- 2 埋立の場所及び面積 烏羽市答志町字和具866、867、876、879、880、888、889、892、893番地先海面4,192.54平方メートル
- 3 埋立の目的 物揚場用地および漁港施設用地の造成

学事文書課長

課長補佐



審査課長



- 4 工事しゆん工年月日 昭和46年2月20日
- 5 埋立追認の年月日 昭和45年3月19日
- 6 埋立しゆん工認可年月日 昭和46年9月13日

●三重県告示第654号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、基本測量(弧長測量)の実施(昭和46年三重県告示第460号)は昭和46年8月30日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があつた。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 寛

●三重県告示第655号

計量法(昭和26年法律第207号)第139条第1項の規定により、次のとおり計量器定期検査を実施する。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 寛

検査年月日	検査場所
昭和46年11月4日	員弁郡藤原町篠立、白石工業株式会社桑名工場
" " "	" 員弁町大泉新田、中部産商株式会社
" " 5日	桑名市森忠、中部工機株式会社
" " "	" 島田町、羽田ヒューム管株式会社桑名工場
" " 8日	" 矢場之町、鬼頭商店有限会社
" " "	" 中央町3丁目、株式会社菅生商店
" " "	" 片町、北勢商事株式会社
" " "	桑名郡長島町十日外面、北勢商事株式会社
" " 9日	" 木曾岬村富田子、三宅ナマコン株式会社木曾岬工場
" " "	桑名市東次上33、水谷建材株式会社葵工場
" " "	桑名郡多度町御衣野、御衣野開発共同企業体
" " 11日	桑名市東方土島、東洋ベアリング製造株式会社桑名工場
" " "	三重郡川越町高松、大誠商事株式会社
" " "	" " "、千代田建材工業株式会社
" " 12日	" 菰野町吉沢、株式会社鍋忠建材
" " "	" " 榊、朝明砂利株式会社
" " "	" " 竹成、松岡興産株式会社

- " " 15日 " 楠町北五味塚、吉富製菓株式会社久寿工場
- " " " 鈴鹿市一ノ宮町有限会社中西力雄商店
- " " 29日 " 南玉垣町、セネラルフーズ株式会社鈴鹿工場
- " " " " 安塚町、日本舗道株式会社鈴鹿土木工事事務所
- " " " " 西条町、丸谷商店株式会社
- " " " " 三日市町、有限会社道伯澱粉
- " " 30日 " 平田町、株式会社中井商店
- " " " " "、佐藤商店
- " " " " "、本田技研工業株式会社鈴鹿製作所
- " " " " 庄野町、庄野澱粉株式会社
- " " 12月2日 " "、小林澱粉工場
- " " " " "、日本コンクリート工業株式会社鈴鹿工場
- " " " " 石薬師町、丸中建設株式会社
- " " " " 追分町、伊藤澱粉
- " " 3日 " 椿一之宮町、杉村澱粉
- " " " " 深溝町、水野 広 己
- " " " " "、深溝茶業組合
- " " 6日 亀山市布気町、日東電気工業株式会社亀山工場
- " " " " 和田町、株式会社スチールセンター亀山工場

選 管 告 示

●三重県選挙管理委員会告示第54号

昭和45年10月19日付で南牟婁郡御浜町大字阿田和4442番地石橋守三から提起された昭和45年9月19日執行の南牟婁郡御浜町議会議員選挙および同町長選挙の選挙の効力に関する審査申立てについて、昭和46年9月25日裁決をしたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により、次のとおりその要旨を告示する。

昭和46年10月1日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

裁 決

南牟婁郡御浜町大字阿田和四四四二番地
審査申立人 石 橋 守 三
六二才

右の者から提起された昭和四五年九月一九日執行の南牟婁郡御浜町議会議員選挙および同町長選挙(以下「本件選挙」という。)の選挙の効力に関する審査申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙の効力に関して南牟婁郡御浜町選挙管理委員会がなした昭和四五年一〇月六日の決定のうち、同町議会議員選挙の効力に関する部分を取消す。

同町議会議員選挙は、これを無効とする。

審査申立人のその他の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、御浜町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し、本件選挙を無効とする旨の異議申出をしたところ昭和四五年一〇月六日付棄却されたので、これを取り消し、本件選挙をすべて無効とする旨の裁決を求めたため、この審査申立てをしたものであつて、その理由は次のとおりである。

一 本件選挙において、第一投票所へ投票に来た御浜町大字片川三六二番地の一農業小形由光およびその妻お里は、投票当日午後一時三〇分ごろ投票事務従事者山下金夫、山田敏弘から町長選挙と町議会議員選挙の投票用紙を渡されたが、小形由光は文盲のため投票管理者に対し代理投票を申請すべきであるのにこれをせず、両者相前後して投票記載所に行き、町長選挙および町議会議員選挙ともお里一人で二人分の投票を行なつた。事務従事者の山下、山田の二人は、お里が代筆したことを現認したのでこのことを長田憲路投票管理者に告げたが、同管理者は、躊躇してこれを制止するに至らなかつた。

この間に小形夫妻は、投票を終えて投票所を退出した。これは代理投票の規定違反で、投票管理者、投票立会人および事務従事者の責任は免れない。

二 本件選挙で御浜町大字阿田和四二五一番地の一森下なら代は、投票当日午前一時ごろ第八投票所へ投票に行つたが、事務従事者からまず町長選挙の投票用紙を渡され、記載所において記載、所定の投票箱に投函して町議会議員選挙の投票をせず、大急ぎで投票所近くに待たせてあつた車で勤務先の和歌山県新宮市に引き返した。尾崎仁投票管理者は、同人が町議会議員選挙の投票をしなかつたことに気付いたので、事務従事者に町議会議員選挙の投票をするよう連絡を命じた。同人はその連絡とは行き違ひに同投票所に再び来場し、事務従事者から町議会議員選挙の投票用紙を交付され投票した。一人の選挙人を再度投票所へ入場させたことは、いかなる事情があるにしても投票管理者の責任は免がれず、本件選挙は無効である。町委員会はこのことについて弁明で森下なら代が再度投票所へ来たとき、投票管理者は、事務従事者をして同人に町議会議員選挙の投票を拒否したものでどうかを確かめたところ「狭い道路にエンジンをかけたままの自動車のことが気になりとび出した」と答え、さらに町議会議員選挙の投票をする意思を表示したので、棄権防止の意味もあつて、その投票を許したという。しかしながら、一人投票

を終えて場外に出た選挙人を、投票を拒否したものでどうかをたずねたためはいいながら再び投票所に呼び戻し、選挙人が意思表示をしたからといつて投票をさせる権限はないはずである。棄権防止のためなら選挙人を拘束して投票させてもよいのか。これは明らかに投票管理者の越権行為であつて、選挙の自申公正を害したといふべきである。

三 本件選挙の開票の日時および場所を告示しなかつた。申立人からの右の主張に対して、町委員会はその弁明のなかで告示文を掲げているが、その告示が開票の場所および日時の告示であるとすれば著しく形式を欠くもので、告示の効力がない。

四 本件選挙の投票の日時の告示に「午前七時から午後六時まで」と記載されていたが、第一投票所は午後五時に閉じることとなつていながら、その告示がなされていない。申立人は九月二四日午前中に町役場前の掲示場の告示文を全部写しとり、その後町委員会の告示原簿と照合したところ、九月八日以降一度も掲示されたことのない「投票時刻の繰り上げについて」の告示原文が告示第二三号で綴られていた。九月二四日に写しとつた告示第二三号は「候補者届出について」であり、告示原簿にも告示第二三号は「候補者届出について」となつてい。告示番号第二三号は重複していた。このことは、投票所を閉じる時刻を繰り上げる旨の告示を本件異議申出または審査の申立て後の段階で、急ぎ告示原文を作成して告示原簿に編綴したものである。町委員会は昭和四五年一〇月六日付御選第一五〇号をもつて県の選挙管理委員会あてこの審査の申立てに対する弁明書を送付したが、少なくともその時点では、町委員会保管の告示原簿には綴られていなかった。これは同年一〇月一四日以降に作成されたものと推定できる。

五 本件町長選挙にかかる選挙運動の支出制限額(以下「支出制限額」という。)の告示に次のように誤りがある。昭和四五年九月二日即ち選挙期日の告示の日現在における御浜町の選挙人名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者の総数は、八、〇九三人であつて、町委員会告示第二号「選挙運動に関する支出制限額について」で、本件町長選挙の支出制限額を二六三、三〇〇円としているのは、二六三、四〇〇円の誤りである。これは選挙の規定に違反し、選挙無効原因である。町委員会が昭和四五年九月一日から同月一五日までの間、縦覧に供した名簿の抄本によれば同月一二日午前、名簿に登録されている選挙人の数は、前述の八、〇九三人であるのに町委員会は、八、〇九一人であるとしているが、第八投票区の名簿登録者数、男一、〇九一人、女一、三三一人は、申立人の調査では、同投票区の実登録者数は、男一、〇九一人、女一、三三三人で、これは九月二日現在名簿に登録されていた松浦和子および長山いつゑを同日以降削除したものと推定さ

れる。

六 町委員会の管理する名簿は、次の理由により無効である。従つてこの名簿に基づいて行なわれた本件選挙は、いずれも無効である。

(一) 昭和四一年八月二五日、町委員会は、町内各農業協同組合に依頼して名簿の縦覧期間を八月二六日から九月六日までとしたが、この期間は三日間を不足、また、縦覧時間を職員の仕事時間中と記載して有線放送により町内に放送をさせた。昭和四三年九月にも前記と同様、土曜日の午後〇時三〇分から日曜日を除きましてとして放送させた。これは選挙人を混雑に陥れる重大な失態で、公職選挙法（以下「法」といふ。）第二三条および第二七〇条の規定に違反する。さらに昭和四四年九月法第二三条第一項の規定により名簿に登録すべき者として決定したものの氏名、住所および生年月日を記載した書面（以下「縦覧すべき書面」といふ。）を関係者の縦覧に供する旨の告示にその縦覧期間および時間を「御浜町役場勤務時間中」または「日曜日を除き、土曜日は午後〇時三〇分までとする」などと記載した。なお、町委員会は申立人がした異議申出に対する決定で、縦覧すべき書面の縦覧の時間については、法第二七〇条の規定の適用はないとしているが、これは誤りである。

(二) 申立人は、縦覧すべき書面の縦覧期間内に次のとおり町役場を訪れたが、町委員会の職員が出動していないため、縦覧を拒否されたほか法第二四条に規定する異議申立ての機会も与えられなかった。昭和四三年二月八日（日曜日）午後一時、昭和四四年三月二日（日曜日）正午、同年六月八日（日曜日）午後一時三〇分、特に、昭和四四年九月二四日（日曜日）午後一時三〇分、申立人が町役場を訪れた際には、日直職員に「選挙のことはわからないが、縦覧すべき書面を見せてほしい」と告げたが「わからない」と答えた。

やむなく翌一五日（敬老の日）午後四時すぎ再び役場を訪れたが、前日同様日直職員は「書面は二階に納めてあると思うが鍵がかけられているので見せられない」と答えた。前記のとおり昭和四三年二月以降は、毎縦覧期、土曜日の午後および日曜日と休日を全休して縦覧希望者の縦覧を拒否したのである。また、町委員会はその弁明において、本件選挙には関係ないとしているが、縦覧期間を短縮した名簿は確定名簿としての効力がないことは、過去の事例および判例によつて明らかである。

(三) 昭和四五年九月一日から同月一五日までの間、縦覧に供すべき書面は調製せず、この間に縦覧させた書面は九月一日現在で同月一〇日に登録した後の名簿の抄本を縦覧させた。町委員会は、その弁明のなかで昭和四五年一〇月一六日申立人が町役場を訪れ、縦覧に供すべき書面の閲覧を求め

たことに対し、本件選挙の期日が九月一日から一〇月一〇日までの間にあるため、選挙時登録が省略されたので、法第二九条第二項の規定による閲覧の用途にも使用し、選挙人の便宜のため作成された名簿の写しであつて、これは法第三三条第一項の縦覧の用途にも使用する書面でもあつて、縦覧に供すべき書面としては作成されていない。

四 町委員会は、前記(一)の名簿縦覧の告示を、昭和四五年九月八日にしたといつては、申立人が調査したところによれば、この告示は町役場前の掲示板には、選挙後の九月二五日から同月二六日に掲示されたものである。申立人がこの告示を現認したのは九月二七日午前中である。また、翌二八日には除去せられていた。しかもこの告示は、全体の三分の二以上切取られ、わずかに上部三分の一を残し、告示番号とみだし、それに本文冒頭の「公職選挙法」の五字が読みとれる程度であつて、告示すべき日に告示せず、かつ、内容が不明な告示又はその効力がない。町委員会の示した告示文には、縦覧の場所が記載されていない。町委員会は、右の告示を尾呂志支所前の掲示板にも九月一四日午後一時現在掲示していなかった。

五 町委員会は、公表を要するものについては、御浜町公格式条例を準用し、町役場前および尾呂志支所前の掲示板にそれぞれ掲出して告示する定めになつては、昭和四四年三月、同年六月の名簿縦覧の告示などには、町委員会委員長の職印が押されていない。これは連式な告示であつて無効である。一方町委員会は、縦覧に供すべき書面を同条例によれば尾呂志支所においても縦覧しなければならないことになつては、昭和四五年九月の縦覧をしなかった。同年九月二三日午後一時同支所に電話連絡したところ職員生駒忠司は、「縦覧の書類は現在支所に届いておらずまた縦覧の告示文も届いていない」と回答した。なお、同支所でも翌一四日の日曜日および一五日の敬老の日は、前記(一)と同様勤務していない。

六 町委員会は、名簿の登録にあたり選挙人の被登録資格について調査や整理を行わず、町内に現実に住所を有するか否かの確認をしないで、単に住居基本台帳に記録されていることを理由に少なくとも四〇〇人以上の者を名簿に登録している。これは法第二一条および同法施行令第一〇条に違反する。町委員会は、法第二八条の解釈を誤り常時調査などの義務を怠り、ために町内から他の市町村の区域に住所を移してから（これらの者のなかには住民票を町内に残しているものもある）五年あるいは一〇年を経過している者について、これを名簿から抹消せず、依然として名簿に登録しているものが相当数ある。さらにこれらの者で町の名簿に登録されているほか現住所においても登録され、いわゆる二重登録されたものも多数ある。法第二一条に違反して登録した者および法第二八条に違反して抹消す

べき者を抹消しなかつたものが相当数存在する。

七 町委員会は、前記六(イ)に述べた無資格者に対して一般選挙人と同様、その世帯主などを通じ、投票所入場券を配付し、投票日にまたは不在者投票などで町外から呼び寄せられて投票した者は一五〇人をくだらないものと推定される。法第四二条には、名簿に登録された者であつても名簿に登録されることができない者であるときは投票することができずと規定している。即ち、これらの者はいわゆる無資格者であつて投票できない者であるが、町委員会はこれらの者の投票を拒否した事実是一件もなく、また、法第二七条の規定により名簿に表示された者についても投票させた事実がある。このことは選挙の管理執行に関する規定に違反し、本件選挙の結果に異動をおよぼすものである。

弁明の要旨

この審査申立てに対する町委員会の弁明の要旨は、次のとおりである。

一について

小形田光はやや病弱きみで歩行には差支えない程度であつたが、妻のお里が投票をすませ戻つたところ由光は妻に対し「俺の分もお前書いてこい、俺が書くのもお前が書くのもいつしよや」と言つたので、妻が夫の投票用紙の交付を強要したが投票事務従事者は、これを拒否したりえ、本人に代理投票ができる旨告げたが、本人は躊躇して自ら投票を済ませたのであつて、投票管理に手落ちではなかつた。

二について

森下なら代に町議会議員選挙の投票を拒否したものがどうかを知りたかつたので尋ねたところ一狭い道路にエンジンをかけたままの自動車のことが気にかかり飛び出した。とのことで投票の意思があることを確かめたので、棄権防止の建前からも投票を許可したものである。これは適切な措置であつて違法ではない。

三について

本件選挙の開票の場所および日時、告示第五号および第六号でそれぞれ告示されている。

四について

九月十四日告示第三号で確実に告示しており、投票時刻繰上げの周知については、入場券にも明記されている。告示番号と告示月日の前後の違いについては九月七日の町選挙管理委員会に同時に提案し議決したもので、告示第一九号は八日付で、告示第二二号は一二日付で告示したが、この番号の食違については、同日上程された議案の順に従つて告示の番号を記入したためである。

六(イ)について

当時の担当者が異動のため理由を知る由もなく、本件選挙に関係がない。

白について

選挙時においては永久選挙人名簿の抄本を作成のうえ、完全な名簿を書面として縦覧、閲覧させている。なお、書面の縦覧告示には、別紙とあるように書面を添付のうえ掲示しているから申立人はすでに縦覧済みの筈である。ことさらに同様のものを役場で見なければならぬ理由はない。また、この点につき異議の申出を受けたことはない。

白について

告示第一九号で昭和四五年九月二日から一五日まで関係者の縦覧に供したものは、昭和四五年九月一九日執行の選挙は、法第二二条第二項の当該選挙の期日が九月一日から一〇月一〇日までの間に該当するものとして選挙時登録が省略されたものであり、法第二九条第二項の用途にも使用することができるもので選挙人の便宜供与のために作成された永久選挙人名簿の写しでもあり、法第二三条第一項の書面でもある。従つて多数の選挙人が役場で縦覧および閲覧し期間中異議の申出はなかつた。

四について

告示第一九号の選挙人名簿の縦覧についての「縦覧の場所」の脱漏は承認する。

申について

委員長が署名した分については、印がなく契印のみというのが慣例になつている。従つて形式的にも無効ではない。

内について

昭和四五年九月一日現在で選挙人名簿に登録される資格を有する者について選挙人名簿と住民基本台帳とを照合し、転出、転入届を参照調製し、死亡届、転出後四ヶ月経過したものを昭和四五年九月七日決定して縦覧に供したものである。具体的な住所の認定は困難で住民課との意見の相違もあるが、疑わしいものを確認しないで名簿から抹消することは、選挙人の権利侵害問題を招くので名簿と住民基本台帳を一本化することにし、住民課において調査整理することになつている。また、住民課と意見の相違するものについては、協議中であるが早急に解決しそらもない。特に出稼人の住所問題については、常に住民課と意見が相違する。申立人は四〇〇人以上の住所のない者を名簿に登録しているように述べているが、実証は明らかでない。住所を有しないことが明らかでない者を名簿から抹消すべきではないと解する。町委員会では法第二八条第一号に該当するに至つた者があるときは、直ちに名簿から抹消し、同条第二号、第三号に該当するに至つた者があるときは、直ちに抹消し告示することを適法に行なつている。

七について

適法に名簿に登録されている者の不在者投票は、当然であり拒否すること自体が違法である。申立人は、法第四二条第二項を引用しているが、およそこれは誤載者は投票することができないというのであつて、誤載者とは名簿調製の際に名簿の登録要件を具備していないにもかかわらず誤つて名簿に登録された者をいうのである。例えば国籍のない者、年齢要件、住所要件を満していない者、禁治産者、刑の執行中等欠格条項に該当した者等である。申立人は法解釈を誤っている。

なお、本件選挙において名簿にいわゆる符號表示された者のうち投票したものは、

第二投票所で投票したもの

更家ミワ、吉村町子

第五投票所で投票したもの

井瀬昭、井瀬政子

第八投票所で投票したもの

片岡正六、小山篤斐、田岡和郎、田岡洋子

第九投票所で投票したもの

中尾安次、檜作幸子

第一投票区名簿中で不在者投票したもの

倉屋吉吉、倉屋貞代

第一投票所で投票したもの

河辺征子、宇城信子

第一三投票所で投票したもの

榎本匡志、福田敬三、福田佳世子

であるが、これらの者の住所については、住民基本台帳に記載された住所を記載したものである。なお、第二投票区に表示されている更家亀三郎は、家族更家ミワの移転先記入の際誤つて世帯主亀三郎も表示したものである。

裁決の理由

申立理由一について

小形由光および小形お里は、第一投票区の選挙人であり、投票日に同投票区投票所において本件選挙の投票をしたことは、記録によつて明らかである。申立人は小形由光の投票に際し、妻お里が一人で二人分の投票をしたのを投票事務従事者および投票管理者が現認しながらこれを制止しなかつたことは、代理投票の規定に違反するといつが、この点について同投票所事務従事者山下金夫、同山田敏弘は、いずれも当委員会の証人調において「由光は老令と病弱のため妻お里に支えられて投票所へ入場したが、投票所ではまずお里が町長選挙

および町議会議員選挙の投票を順次すませ、次に投票所入口附近の椅子に腰をかけた状態で由光の介添をして投票をさせよとしたところ、その場で由光はお里に対して自分の投票もしてくるように指図をした。お里は、由光の分の投票用紙を要求したが、これを拒否するとともに選挙人が自分で記載するように促し、代理投票の制度のあることも説明した。その結果、由光は自ら投票用紙の交付を受け記載所において記載した。その間、由光はお里に眼鏡をもつてくるよりにいつけ、お里はこれにこたえて投票記載所に至る等疑惑をまねく振舞があつたことは事実であるが、不正投票が行なわれたとはいいがたい。と述べている。

ところで、法第四八条の規定による代理投票は、選挙人が投票管理者に申請して行なわれるべきものであることは、同条に定めるところであるが、小形由光は投票管理者に対してこの申請をしなかつたこと、小形お里が夫由光の投票用紙の交付を要求したにかかわらず事務従事者においてこれを拒否した事実および代理投票をすすめたのに当人はこれに応しなかつたことが認められる。従つて、この点につき投票管理にかしがあつたとは認められず、かりに申立人が主張するように小形由光の投票の記載を妻お里が代つてしたとしても、その行為は、法第三六条または法第四四条の規定に違反することとなり、その投票は単に無効とされるにとどまるものであつて、いわゆる潜在無効投票として法第二〇九条の二の規定により処理されるべきものであることは判例の示すところであるから、いずれにしても選挙無効の原因とするは当らない。

申立理由二について

本件選挙で、選挙人森下なら代は、第八投票所においてまず町長選挙の投票すませ、一度投票所を出てから再び同投票所を訪れ町議会議員選挙の投票をしたことは、町委員会も認めることである。本件選挙は、法第一一九条第一項の規定によつて同時に行なわれたものであり、同投票所ではそれぞれの選挙の投票用紙を各別に交付したことが認められる。同時選挙とは、本来異なる二以上の選挙を技術的に不可能な部分を除いて一の共通した選挙手続きによつて行ない、事務手続きを簡素化するために設けられた制度であつて、選挙人の行為は何等制限されるべきものではなく、もちろんそれぞれの選挙ごとに投票ができるものである。また、法第五八条の法意は、選挙人が投票手続きをするために投票所に入場することを認めているもので、当該選挙人の投票が終了したのについてまで入場を認める趣旨でないことは言をまたない。しかし、本件選挙では一の選挙の投票手続きが終つたとしても前述のとおり他の選挙の投票が終らないかぎり更に当該選挙の目的で投票所に入ることを何ら妨げるものではない。

ところで、申立人は、森下なら代が本件町議会議員選挙において二重投票を

したとの主張をしておらず、また同女が町長選挙の投票をしたのみで町議会議員選挙の投票をしなかつたことが認められるから、これに対して町議会議員選挙の投票をさせたとしても、前述の理由によりこれを違法、不当ということはできない。

なお、申立人は、棄権防止のために選挙人森下なら代を呼び戻して投票させたのは、投票管理者の越権であるというが、同女が第八投票所に再び来場し、町議会議員選挙の投票をしたことは本人の意思によるものであつて、投票管理者がこれを強制したのではないことが認められるから、論旨は理由がない。

申立理由三について

本件選挙の開票事務は、昭和四五年九月一九日午後七時三〇分から町役場において行なわれたことおよび町委員会が弁明で述べた昭和四五年九月一二日付告示第五号「御浜町長選挙の執行について」及び同日付告示第六号「御浜町議会議員の選挙の執行について」にそれぞれ「開票の日時、昭和四五年九月一九日午後七時三〇分」と記載されていたことは争なき事実である。

ところで申立人は、右告示が形式を欠き、告示の効力がないというのでこの点について判断する。

法第七八条の規定に基づき選挙会の場所および日時の告示については、町委員会の昭和四五年九月八日付告示第九号により適法に告示されたことが認められる。即ち本件選挙の開票の事務は、法第七九条の規定により選挙会の事務にあわせて行なわれたのであつて、この場合、法第六四条の開票の場所および日時の告示はこれを必要としないから、町委員会が任意的になした開票の日時、場所の告示中たまたま場所の記載を欠いたとしてもなんら違法ではない。従つて、その記載内容に誤りがあり、そのため選挙の自由、公正が害せられたとするならば格別、右のごとき任意になされた告示の形式を云為して選挙の効力を争うことは失当である。

申立理由四について

昭和四五年九月一二日付告示第五号および告示第六号に開票の日時場所とともに「投票を行なう日時昭和四五年九月一九日午前七時から午後六時まで」と記載されていたこと、第一投票所を閉じる時刻を一時間繰り上げて午後五時としたことは、当委員会における調査の結果明らかである。町委員会の弁明によれば第一投票所の閉じる時刻を繰り上げる告示は昭和四五年九月一四日告示第三号「投票時刻の繰り上げについて」で行ない、また、同投票区の選挙人の周知は、投票所入場券にその旨を明記し、同日選挙人に送達しているので手落ちはなかつたとしている。これに対して申立人は前記告示の事実をもつてこの告示がなされていないと反論するのでこの点について判断する。

町委員会の告示は、御浜町公格式案例に準じて町役場前の掲示板および尾呂

志支所前の掲示板に掲示して行なうことと定められているが、同町事務吏員仁井田俊秀は、町役場前に告示第三号が掲示されていたことを現認しており、また尾呂志支所長上林繁は町委員会から送付されてきた同告示文を職員に命じて支所前の掲示板に掲出し、自らも掲示されたことを確認している。これらの者は、もし申立人がいうとおり選挙後の九月二七日以後に同告示が掲示されたものであれば、町役場職員として奇異に感じたはずであり、特に仁井田俊秀は掲示された当該告示によつて同投票所の閉じる時刻が繰り上がったことを知つたと述べ、更に告示第三号の番号の重複については、町委員会書記長和田勉は、事務の手違いによるものであると述べている。当委員会が職権により提出を求めた町委員会の告示原簿その他関係書類によれば、町委員会は、昭和四五年九月六日法第四〇条第一項の規定によつて、当委員会に第一投票区の投票所を閉じる時刻を繰り上げることに付いて承認申請をし、同月一四日当委員会はこれを承認した。これを受けて、町委員会では同日付で告示するとともに当該投票管理者あてに通知したことが記録されている。

以上の事実により、この告示は適法に行なわれたと認めることができる。

なお、町委員会では過去、公職の選挙に際して同投票所の閉じる時刻を一時間繰り上げていること、同投票区の選挙人に配布した投票所入場券にもこの旨記載していること、当日同投票区の殆んど全世帯が加入している尾呂志農業協同組合の有線放送を通してその旨周知していることを考慮すれば、九月一二日告示第五号および第六号で一般的に投票時刻を午前七時から午後六時までと記載したことによつて選挙人を混乱させたという事実は認められず、また、同投票区の選挙人から投票所が午後五時に閉じられることを知らなかつたために投票できなかつたとの申出もなかつたことが認められるから、この点に関する申立理由は認容できない。

申立理由五について

申立人は本件町長選挙の支出制限額を誤つた理由として、第八投票区の名簿登録者数の把握違いを挙げているが、当委員会における調査の結果、同人の指摘する松浦和子は昭和四四年一〇月一〇日愛知県尾西市へ、長山いつ姦は昭和四五年三月三十一日新宮市へ、いずれも転出、昭和四五年八月までに名簿から抹消されたこと、また同投票区の名簿登録者は、昭和四五年九月一二日現在男一、〇九一人、女一、三三〇人であつたこと、従つて町委員会が支出制限額算定の基礎とした名簿登録者数は一名減となることがそれぞれ認められた。しかしながらこの差一名によつて、町委員会の告示額を左右するに至らないことは、制限額算出上明らかであるから申立理由は採用できない。

申立理由六について

(一) 昭和四二年八月二五日町委員会が町内の尾呂志、岡田和、市木、神志山の

四農業協同組合の有線放送を通して名簿の縦覧期間を「昭和四一年八月二六日から九月六日まで、時間は職員勤務時間中」として放送させたことおよび昭和四三年九月の名簿登録に際して「縦覧期間中毎日午前八時三〇分から午後四時四五分まで、ただし、土曜日の午後〇時三〇分からは日曜日は除きます。」と記載して名簿の縦覧に関する放送をさせた事実については町委員会ではあえて弁明せず、同委員会書記長和田勉も「現在記録はないが、その事実がなかつたとはいえない。」という趣旨の証言をしており、また、同委員会の所有する関係書類の提出を求めて調査したところ、昭和四四年九月縦覧すべき書面を関係者の縦覧に供する旨の告示文に縦覧の時間を「毎日午前八時三〇分から午後四時四五分まで、ただし、日曜日を除き、土曜日は午後〇時三〇分までとする。」旨の記載がなされていたことおよび昭和四一年八月二五日前記農業協同組合に依頼した有線放送の原稿中その縦覧期間を八月二六日から九月六日までとしたことが認められる。そうして右期日ならびに期間は公職選挙法附則第二二項の規定による選挙資格の調査等に関する政令（昭和四一年政令第一七四号）第三条第一項の規定（八月二六日から九月九日）に照らし不適法であり、また、縦覧の時間はその期間中毎日午前八時三〇分から午後五時までしなければならないことは、法第二七〇条（改正前は第二七〇条の二）の規定により明らかであるところ、町委員会がなした昭和四一年八月、同四三年九月の各有線放送および同四四年九月の告示で「日曜日を除き土曜日は午後〇時三〇分までとする」としたことは誤りである。

(一) 申立人が日曜日、祭日に町役場を訪れて名簿の縦覧申出をしたところ、町委員会の職員が不在で縦覧できなかつたと主張している事実は当該委員会で慎重に調査したがこれを認めるにたる証拠は存しない。

(二) 昭和四五年九月一日から同月一五日までの間縦覧に供すべき書面は、町委員会の弁明および当該委員会の調査によれば同月一〇日以後の名簿に登録された者の住所、氏名、性別および生年月日を記載したもの（名簿の抄本と同様式）を各投票区ごとに編成し、その巻頭に「この書面は公職選挙法第三条の規定により縦覧に供する書面である。」と記載したものをあてたのであること。この書面は、昭和四五年八月二五日開催された町委員会の会議で同条の書面として決定されたものであるが、記載内容では当該登録期に登録されたものが判別できないものであることがそれぞれ認められる。しかしながら右のような記載といえども、選挙人が正規の書面を縦覧したときと其の結果において選挙人に不利な効果を与えざるものとはどうも考えられないから、これをもつて選挙無効の原因とすることはできない。

(三) 申立人は昭和四五年九月の登録期における縦覧の告示は、同年九月二五日から二六日にかけて掲示されたものである。また、この告示は上部の三分の

一程度が掲示されただけで本文の主要な部分が掲示されなかつたと主張し、証拠として同月二七日に町役場前で撮影した写真を提出したので、この点につき調査したところ縦覧に供する書類が九月七日町委員会の会議で決定され翌八日に当該告示がなされた事実が認められ、これに反する申立人の主張および証拠を採用することはできない。

その撮影した日が選挙期日後の同月二七日であるところからその時点において告示文の主要部分が脱落していたとしてもこれを証拠として採用することはできない。なお、この告示には縦覧の場所が記載されていなかったことが認められるが、諸般の事情を考察し、これをもつて選挙無効の原因にはならない。

(四) 町委員会が昭和四四年三月、同年六月になした縦覧の告示に委員長の印がなかつたことは町委員会の認めるところであるが、当該告示は形式的にはその要件を欠くといえども委員長の署名が存するから、これを無効の文書と解することは当らない。いわんやこれをもつて選挙無効の原因とすることはできない。また、尾呂志支所で縦覧に供しなかつたことは町委員会では従前から同支所を縦覧場所としていないことが認められるからこの点に関する申立人の主張もまた理由はない。

(五) 町委員会は名簿の登録にあつて選挙人の被登録資格についての調査や整理を行わず単に住民基本台帳に記録されているという理由のみで名簿に登録し、また住所がないのに依然として登録しているのは違法であるとの申立人の主張について調査するに町委員会は登録資格の決定にあつて同町住民課が管理する住民基本台帳法に基づく住民票（以下「住民票」という。）その他の資料に基づき、それぞれ整理を行ない登録については登録のつど、法第二八条の規定による抹消については一ヶ月に一回整理簿によつて整理をし、事務処理がなされていることが認められる。町内には、就学、出稼等のため他市町村に長期間滞在する者もあり申立人が挙示した者のなかには現実に住所を有することが疑わしいものもあるが、その殆んどは、自分の生活の本拠がどこにあるかの判断がつかず、近所隣りの者でさえその実態を知らないものがあるという有様で、町委員会においてもその判定が著しく困難であることが認められる。そうして、このような事情からそれらの者のうちのごく一部について住所の認定を誤り、実質的に生活の本拠が町内にないものが名簿に登録されていたとしても、その者の登録の効果を争うならばともかく、これをもつて名簿の違法、無効をきたすものとはいえない。

申立理由七について

町内に住所要件を有しない者で名簿に登録された者として申立人が挙示した二九名につき調査したところ、うち六六名が投票したことが認められ、その

うち投票者西保子の住民票には昭和四五年四月五日新宮市へ転出し、同年十一月二四日に届出があつた旨記載され、投票者榎本節也の住民票には昭和三七年六月一七日熊野市へ転入、昭和四五年九月二六日同市から通知があつた旨記載され、投票者矢熊み子の住民票には、昭和四一年三月一〇日新宮市へ転出、昭和四五年二月一〇日町役場に届出があつた旨記載され、投票者山中恵美子の住民票には、昭和四五年九月一日同日から新宮市に転出届出があつた旨記載されていること。そして前記四名の者はいずれも投票当日即ち昭和四五年九月一九日には町内に住所を有しなかつたことがそれぞれ認められた。なお、右の住民票は、本人からの届出または転出先の市町村からの通知によつて記録されたものであるが、山中恵美子を除く三名については、いずれも投票日を過ぎてから届出または通知されたものである。

一般に住民は住民基本台帳法第二四条の規定により他市町村へ転出したときは市町村長に届出の義務を負うこととなつており、同法ではこの届出をしない者には罰則の規定を設けてその正確性を担保しているのである。一方選挙管理委員会は住民票の消除に基づいて名簿にその旨の表示をするものではなく、転出の事実即して表示すべきものではあるが、通常住民票の消除と転出の事実とは合致するところから、実務上は住民基本台帳法第一五条第二項規定によつて通知される記録に基づいて名簿に表示することになる。町委員会が西保子外二名の町外転出を知つたのは住民票を消除した旨の通知を受けた時点であつて、その日はいずれも前述のとおり投票日を過ぎてからであり、投票者山中恵美子は投票日にはすでに町外に転出し届出がされていたことが認められるが、同人の住民票は同町尾呂志支所扱いとなつていて住民票の記載事項についての町委員会への通知が直ちに行なわれなかつたので、投票日までには町委員会は右転出の事実を知ることができなかつたものといわねばならない。すなわち、これらの者の住所移転は町委員会が選挙期日までに知ることができず、名簿にもその表示がなかつたのであるから、たとへば結果的には実質上選挙権のない者を投票させたとしてもこれをもつて選挙の無効原因たる管理執行規定の違反とすることはできない。

次に名簿に表示された者が投票したと主張する点につき調査するに、当該投票所が各使用した名簿の抄本に他市町村へ住所を移転した旨表示されている第二投票区更家亀三郎、更家ミワ、吉村町子、第五投票区井瀬昭、井瀬政子、第八投票区片岡正六、小山崎斐、田岡和郎、田岡洋子、第九投票区中尾安次、榎作幸子、第一一投票区河辺征子、宇城信子、第一三投票区榎本匡志、福田敬三、福田佳世子はいずれも投票日に投票所で投票し、第一一投票区倉屋吉吉、倉屋貞代は選挙の期日前に不在者投票したことが認められるので、当委員会はこれら一八名の選挙期日における住所について同町住民課保管の住民票等を検証

し関係人について事情聴取等を行なつた結果つぎの事実が認められた。
投票者更家亀三郎の名簿の表示は、転出先が新宮市となつているが住民票には住所移転の記録は全くなく、同人の妻みよゑに事情を聴いたが、同人が住所を移転したことを確認するには至らなかつた。

町委員会では、更家亀三郎の五女投票者更家ミワが昭和四五年七月二九日新宮市に転出、同年八月三日新宮市から再転入の届出通知があつたので住民票からその旨の通知をうけた町委員会が誤つて父亀三郎の名簿にも住所移転の表示をしたものと認めることができる。投票者吉村町子の住民票には、昭和四五年八月二六日熊野市井戸町へ転出予定として転出証明書交付を受けたが、同年九月五日転出を中止した旨の記録があり、父一男から事情を聴いたところによるも同人が住所を移転したとは認めがたい。投票者小山崎斐の住民票には昭和四五年六月二六日和歌山県大地町へ転出したが、同年一月二日再転入したと記録されている。同人から事情を聴いたところ妻の出産のために一時的に妻の実家である前記に住所移転の手続きをとつたもので、若干の家財も残したままに勤務地の新宮市へ転出先の大地町から通勤したり、御浜町の現住所地から通勤したりしていたが同年九月下旬には再び御浜町に転入したのである。この場合同人の本件選挙期日における住所の認定について判断するに、少なくとも本人の意思に基づいて住所移転の届出がなされ、かつ、これに反する生活の実態が認められない以上、その住所は和歌山県大地町にあつたとするのが相当である。名簿に転出の表示(以下「転出表示」といふ。)がなされたもので、本件選挙において投票した一八名中更家亀三郎および吉村町子は前記理由により一応投票日に御浜町に住所があつたと認められるので、この両名を除き、更家ミワ、井瀬昭、井瀬政子、片岡正六、田岡和郎、田岡洋子、中尾安次、榎作幸子、倉屋吉吉、倉屋貞代、河辺征子、宇城信子、榎本匡志、福田敬三、福田佳世子の一五名に前述の小山崎斐を加え一六名の者はいずれも投票日の前日までに住民票は消除され、現実に町内に住所を有しなかつたことは明らかである。

法第二七条は選挙管理委員会は名簿に登録された者で当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つたときは直ちに名簿にその旨を表示しなければならぬとしている。そもそも名簿の表示は法第二八条第二号の規定により名簿を抹消する前提としてこれを行なうものであるから、前述のとおり名簿に登録された者であつても現に転出表示がなされ、かつ、町内に住所を有しないものは名簿上も、実体上も本件選挙の選挙権を有しないことは明白な事理であるから、町委員会は法第四三條の規定によつて、これらの者の投票を禁止し、投票管理者およびこれを補助する事務従事者は名簿に付された転出表示に基づいて選挙権のない者をチェックしてその投票を阻止する職務上の義務を有するところ、本件選挙の投票に際して前記更家ミワ外一五名に選挙権のないことは

当時使用されていた名簿またはその写を一見すれば明らかであるにもかかわらず、投票管理者および事務従事者は右一六名が投票所に来るやこれをチェックすることなく、投票用紙を交付し、または投票所入場券を作成して投票をさせ、また、不在者投票管理者が不在者投票を容認し、送致を受けた投票管理者がこれを受理したことは、投票管理者らが前記職務上の義務を怠つたことにより投票の公正を害したものであつて、右一六名のなした投票はいずれも無効である。

ところで本件町議会議員選挙における最下位当選人清水田隆の得票数は二一七票、落選人で最多得票を得た尾崎良雄の得票数は二〇八票であつて、その差は九票であり、また、本件町長選挙における当選人宇井泰彦の得票数は三、七二〇票、落選人赤崎佐治郎の得票数は三、五五四票であつてその差は一九六票であることは当該選挙の記録により明らかであるから、前記認定のとおり本件選挙管理の違法により選挙権のない者が投票した無効票が一六票存する以上これによつて本件町議会議員選挙はその結果に異動をおよぼすおそれのあることは明らかであるから、前記投票管理の違法と相まつて本件町議会議員選挙を無効とする申立人の申立理由は、最高裁判所判例に徴し、これを認容することができる。他方町長選挙の結果は前記のとおりその得票差は一九六票であるから、前記一六票によつて選挙の結果に異動をおよぼすおそれのないことは明らかである。

よつて法第二〇五条第一項の規定により本文のとおり裁決する。

昭和四十六年九月二十五日

三重県選挙管理委員会

- 委員長 吉 住 慶之助
- 委員 鈴 木 一 夫
- 委員 猪 木 艶
- 委員 鈴 木 藤兵衛

公 告

●狂犬病予防注射を次のとおり実施する。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 覚

- 1 目的 犬の狂犬病予防のため
- 2 実施区域 県下全般
- 3 実施対象犬 狂犬病予防施行規則第11条に規定する畜犬
- 4 実施期間

保健所	注射実施期間	注射実施区域
桑 名	10月4日から10月26日まで	桑名市および桑名郡、員弁郡の各町村
四日市	10月1日から10月25日まで	四日市市および三重郡の各町
鈴 鹿	10月1日から10月27日まで	亀山市、鈴鹿市および鈴鹿郡関町
津	10月4日から10月28日まで	津市および安芸郡の各町村
久 居	10月1日から10月15日まで	久居市および一志郡の各町村
松 阪	10月1日から10月29日まで	松阪市および飯南郡、多気郡の各町村
伊 勢	10月4日から10月22日まで	伊勢市および度会郡の各町村
志 摩	10月1日から10月14日まで	鳥羽市および志摩郡の各町
尾 鷲	10月11日から10月29日まで	尾鷲市および北牟婁郡の各町
熊 野	10月4日から10月28日まで	熊野市および南牟婁郡の各町村
上 野	10月1日から10月18日まで	上野市、名張市および阿山郡、名賀郡の各町村

●土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、山田土地改良区(四日市市山田町)の解散を昭和46年9月20日認可した。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 覚

●鈴鹿市伊船町、長沢土地改良区の換地計画認可申請は適当と認めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年10月1日

三重県知事 田 中 覚

縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 審査報告書の写し

2 縦覧の期間

昭和46年10月8日から昭和46年10月27日まで

3 縦覧の場所

四日市市役所

鈴 鹿

●都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく次の開発行為に関する
 工事は、昭和46年9月7日完了した。

昭和46年10月1日

三重県久居土木事務所長 関 戸 研 一

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

久居市明神町1488の18
 1488の30

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

久居市明神町
 宇陀 ゆふ

●正 誤

昭和46年2月25日付三重県公報第9916号7頁上から10行目「434.16平方メートル」は「
 411.16平方メートル」の誤り。(河川課)

昭和46年9月14日付三重県公報第9974号

頁	行 目	誤	正
10	上から	ウエイトリフティング	ウエイトリフティング
13	下から	鈴鹿青少年	鈴鹿青少年

15頁上から14行目に

「附 則

- この告示は、公表の日から施行し、昭和46年度分の補助金等から適用する。
- 改正前の体育係関係補助金等交付要綱の規定に基づき交付された補助金等については、なお従前の例による。

を加える。

(教育委員会事務局)

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 350円

1箇年 4,200円

昭和46年10月1日印刷発行

津市広明町13番地(電代⑧1111)

三 重 県 庁

印刷 三重県総務部学事文書課

県支浦左